

## 技能職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和7年10月15日（水）

局側：環境局長他

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 支部長他

（局側）

それでは、ただいまから、去る、令和7年9月19日に「自治労現業統一闘争に関する要求書」にて申し入れを受けた要求項目について、先に確認したとおり、1点目から5点目及び7点目から9点目を交渉事項として取り扱うこととし、当局としての回答をお示しする。

《 局側から組合側へ回答書手交 》

（局側）

回答に先立って、私から、一言、申しあげる。

今年の夏は、梅雨明けが早かった影響もあり、6～8月の平均気温が観測史上最高を記録するなど、顕著な猛暑となった。現場で働く職員の方々にとって非常に厳しい環境となる中、当局のごみ収集事業等を安全かつ安定的に実施できていることは、各業務に従事しておられる職員の方々の日々の努力と、これまでの日常業務で積み上げてきた高い意識と自覚、職員の使命感と頑張りによるものが大きいものと考えており、改めて感謝の意を表したい。それでは、各要求項目について、回答する。まず、1点目及び2点目の項目であるが、この間の経過も踏まえ、回答することとする。経過については、職員課長より申しあげる。

本市では、令和6年3月に策定された「新・市政改革プラン」において、取り組み方針の1つとして、「持続可能な行財政基盤の構築」を掲げ、行政資源の管理の徹底により、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行財政基盤の構築を図り、引き続き、人員マネジメントの推進等に取り組むこととしているところである。技能職員については、災害時対応など公の責任を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門において、職員の高齢化や技術の継承等の課題も踏まえ、採用を継続しつつ、引き続き「民でできることは民で」という考え方のもと、最低限必要となる職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進めることとしているが、当局においては、普通ごみ収集輸送業務や地域連携業務、車両整備業務などの家庭系ごみ収集輸送部門等について、将来にわたり維持していく部門としている。

また、現在、「経費の削減」と「市民サービスの向上」の考え方に加え、SDGsの考え方を踏まえ、「持続可能で効率的・効果的な事業運営」と「地域・市民・事業者との連携強化」を目指した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」に基づき、取組を進めており、本年3月には、「改革プラン3.0」における施設の統廃合、職員数削減等の見直しを具体化した方針として、持続可能な運営体制の構築をめざす「新しい環境事業センターについて」を策定したところである。

職員課長より、経過を申しあげたが、今後直面する様々な課題に対し、種々検討を進めていくことになる。この間の経過を踏まえ、当局の改革プラン3.0の目標実現に向けた取組を進める中で、職員の勤務労働条件に係る事項については、協議を行いたいと考えており、貴支部においても、ご理解とご協力をお願いしたい。なお、焼却処理処分事業については、平成27年度から一部事務組合を設置し当局事業を移管しているが、要求項目にあります責任を持った対応として、今後もこれまで培ってきた収集輸送事業と焼却処理処分事業の一体的な対応を十分に踏まえて、引き続き、大阪広域環境施設組合と連携を図ってまいりたい。

続いて3点目の項目についてであるが、定年延長については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、職員の平均年齢の上昇や再任用職員比率の増加は非常に大きな課題であると認識している。この間、高齢者雇用にあたっては「雇用と年金の接続」を図るため、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、今後とも、技能職員の業務実態等を十分に踏まえ、再任用制度並びに条例等の改正内容に基づく定年延長への対応を行ってまいりたい。

4点目の項目についてであるが、昇格制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、2級昇格については、令和2年度より段階的に増設しており、近年の昇格選考状況を踏まえ、業務に支障を及ぼさない班員体制を見据え、若手職員が選考に申し込めるよう昇格条件の改善に向けて関係先に働きかけてまいりたい。なお、転任制度についても同様に当局での交渉事項とはなりえないが、令和3年度で事務転任が終了し、主事補・主事転任を希望する職員が少ないことは処遇面等に課題があると当局でも認識していることから、その改善について関係先に働きかけてまいりたい。

次に、5点目の項目についてであるが、災害対策については、平成29年3月に第1版を策定した『大阪市災害廃棄物処理基本計画（令和7年3月改定）』に基づき、発災直後から環境事業センターがコントロールタワーとなって、円滑な収集体制を確保することは必要不可欠であると考えており、『環境事業センターにおける災害発生時の業務実施マニュアル』を定めるほか、令和元年7月には『台風等暴風時のごみ収集における対応マニュアル』を策定するなど、適宜、災害に対する備えを進めてきたところであり、引き続き、発災時に速やかな対応が可能となるよう取り組んでまいりたい。災害発生時での対応は、時間外勤務や休日勤務が想定されるが、職員の過重労働による健康障がい防止するためにも、勤務時間の割り振り変更や時間外勤務時間の適切な管理等の対応が求められる。また、災害廃棄物の搬入場所の確保に向け、市内の未利用地の仮置き場としての活用など、引き続き、災害時に備えた取り組みを進めてまいりたい。

7点目の項目についてであるが、熱中症対策を含め、公務災害の未然防止や再発防止の観点から、災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、これまでから環境局安全衛生委員会において意見交換を実施するとともに、安全衛生について、職員に対し積極的な周知に努めているとこ

ろである。特に夏場における想像を超えた酷暑により、現場での業務は過酷さが年々増していることから、熱中症予防対策については非常に重要な事項であると認識しており、職員への注意喚起、意識啓発に加え、効果的な熱中症予防対策用品の調査・検討など、引き続き取り組みを進めてまいりたい。

また、本市では現在、「大阪市働き方改革実施方針」に基づき、勤務条件制度等の充実・見直しを始め、様々な取り組みを進めているところである。当局としましても、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であると認識しており、働く意欲・能力を存分に発揮できるよう、休暇取得の推進はもちろん、職員の労働環境等について、労働基準法や働き方改革の趣旨を踏まえ主体的に対応してまいりたい。なお、令和7年9月末日時点の年次休暇等の取得状況については、職員課長より、申し上げる。

令和7年9月末日時点の技能職員一人あたりの年次休暇取得日数は、4.80日、昨年度の同時期は4.93日となっており、同様に夏季休暇の取得日数は4.99日、昨年度の同時期は4.98日となっている。

続いて、8点目の項目についてであるが、感染症を含めた予防対策については、これまでからも多くの方が公共交通機関に集中する時間帯を避けるため、時差勤務による通勤緩和等を実施し、対策を講じてきたが、新型コロナウイルス感染症で得た経験を踏まえ、今後、新興感染症等が流行した際の感染防止についても、状況に応じて必要な対策を適宜講じてまいりたい。

9点目の項目についてであるが、貴支部からの被服の改善要求に対し、吸汗速乾生地 of 長袖ポロシャツの各職員への貸与等、改善などに努めてきたところである。今後も引き続き、作業実態に応じた被服等の貸与について貴支部と協議したいと考えており、災害発生時や感染症防止に対応し得る被服や安全保護具等の備蓄については、引き続き関係部署と連携を図りながら、検討してまいりたい。

#### (組合側)

ただいま、局長より自治労現業統一闘争にかかる要求に対する回答がなされたところである。今、示された回答の内容のうち、労働組合との協議事項については、当局としての考え方が示されたものと認識するところである。しかしながら、申し入れを行った項目すべてについての回答がなされていないことから、私たちとしては、それらの課題について引き続き取り組んでまいりたい。また、私たちの問題意識については、5月29日、9月19日に申し入れた「自治労現業統一闘争に関する要求書」の内容のとおりであり、引き続き問題の解決に向け、当局としても努力されるよう求め、職従協議会としての現時点の認識を述べたい。

私たちとしては、取り巻く状況に適切に対応し、きめの細かい作業を実施すべく、定曜日・定時収集の実施や、全国に先駆けて取り組んだふれあい作業やふれあい安心パトロール等、自治体の礎として実績を積み上げてきた。そうした実績も踏まえ、2011年度の東日本大震災に伴う宮城県石巻市への災害支援を始め、その後も頻発する大規模自然災害に対する復旧・復興支援に従事し、特に、2018年に本市を襲った台風21号における災害ごみの対応においては、組合員一人ひと

りが、環境局の職員として、市民生活を守るという強い使命感を持ったうえで、この間「直営」で培ってきた経験とノウハウを活かし、「直営」の強みを発揮したからこそ、迅速な対応に繋がり、成果を挙げてきたものと考えている。

また、これまでの災害支援だけでなく、未曾有の状況を呈した新型コロナウイルス感染症への対応についても、市民の健康で快適な生活を維持するうえで欠かすことのできない事業であることから、緊急的な他センターへの応援対応を含め、現場総体で一丸となり業務を遂行してきた。こうした状況にありながらも、業務遂行における安全衛生や勤務労働条件について万全を期することができ、業務に従事する組合員が、十分なパフォーマンスを発揮するためには、労使協議を適切かつタイムリーに行うことが必要であると考えており、引き続きの協議及び情報提供を求めておく。今後、新型コロナウイルス以上の感染力の強い感染症が発生することも考えられるため、災害発災時や感染症防止に迅速に対応できるよう、必要な被服・安全保護具等の備蓄についても検討を進めていくよう求めておく。

次に、我々はこの間、市民サービスの向上は当然のことながら、組合員の雇用の確保と生活と権利を守る立場から、改革プランの達成に向け、協力してきたところである。また、家庭系ごみ収集輸送事業は、災害時での対応をはじめ公共関与が必要な事業であると考えており、局における技能職員の「直営」体制を基本とすることを求めるとともに、今後の廃棄物行政は、コスト論のみの議論ではなく、市民の生活環境を守り、サービスの質を向上させていくという観点も踏まえた総合的な検討を引き続き行うよう求めておく。

労使協議については、諸課題解決に向けて、労働組合と職制、相互の協力により乗り越えるべきと認識しているが、労使の信頼関係がなければ、成り立つものではないと考えている。労働組合としては、その信頼関係を構築するには、組合員の勤務労働条件に係る事項のみならず、勤務労働条件に密接に関連する事項については、職制として労使協議、情報提供を尽くすこと、労働組合としてもおかれている状況を認識し、是々非々の協議を行うことが必要であると考えており、平時であっても、緊急時であっても、誠意をもって協議を行うよう求めておく。

特に、労働安全衛生や働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進についてであるが、2023年度から技能職員の新規採用が再開されたとはいえ、組合員の平均年齢が依然として50歳を超えている中、冒頭、局長からもあったように今年の夏については平均気温が観測史上最高を記録する猛暑日が続くなど、作業環境は年々厳しくなってきていると言わざるをえない。そのような状況にあっても、引き続き、直営での強みを発揮していかなければならず、組合員が健康で業務に従事できるよう、被服、職場環境等、引き続き、改善に向けた協議を求めるとともに、作業遅延の解消、年次休暇の取得の促進について局として主体性を持って取り組むことを要請しておく。

また、加齢による体力の衰えや公務能率の低下は誰にでも等しく現れる。こうした高齢層職員に対して合理的な配慮を行うことも職制としては必要な対応であるということ認識し、定年延長も踏まえた高齢層職員の知識と経験をより活かせる業務への配置を検討するなど、高齢層職員の職域確保を局としても重点的に取り組むことを要請しておく。先ほども触れたように、2023年度から技能職員の新規採用が開始されたと言え、技能職員の平均年齢は依然として50歳を超え

ており、高年齢化が進んでいる。私たちの労働環境は先にも述べた通りであり、若手職員の力が  
必要であることから、引き続き新規採用者の継続とすべての職域への採用拡大を強く求めておく。

最後になるが、職従協議会として、大阪市における廃棄物行政のあり方や、新たな廃棄物行政  
の確立に向けた取り組みを強めることとするが、当局としても、行政責任のもと、ごみの収集と  
処理の一体的対応を積極的に取り組まれるよう求めておく。あわせて、「家庭系ごみ収集輸送事業  
改革プラン3.0」における施設の統廃合、職員数削減等の見直しを具体化した「新しい環境事  
業センターについて」を進めていく上で、組合員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせな  
いよう、適切な処遇・労働環境の確保等について努力を重ねられるよう、あらためて要請すると  
ともに、引き続き、情報提供と協議を行うよう強く求めておく。

なお、この時期をもって全ての事項を解決することには成りえないが、現時点での大綱的な判  
断を行うこととし、本日以降の精力的な取組と交渉・協議を重ね、誠意をもって対応されるよう  
改めて要請するとともに、本日までの局回答を基本的に了承することとする。この現業統一闘争  
については市従本部指令に基づく行動であり、以降の取り扱いについてもそれに基づくものとな  
ることを、あらためて申しあげたい。

(局 側)

以上で、本日の交渉を終了する。